

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市職業訓練センター  
(2) 熊本市事業内高等職業訓練校
- 2 指定管理者 熊本市職業訓練施設管理共同企業体  
代表者 熊本市西区花園7丁目19番10号  
職業訓練法人 熊本市職業訓練センター  
会長 笹原 博次  
  
熊本市中央区南熊本3丁目8番16号  
職業訓練法人 熊本市職業訓練協会  
会長 笹原 博次
- 3 指定期間 自 平成30年4月1日  
至 平成33年3月31日

(提出理由)

熊本市職業訓練施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。